

## 第2回東毛交通圏タクシー準特定地域協議会

### 議 事 概 要

平成27年5月29日（金）  
14:00 ～ 16:00  
群馬県勤労福祉センター

#### 1. 開会及び資料確認

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務）～

定刻となりましたので、只今より、「第2回 東毛交通圏タクシー準特定地域協議会」を開催いたします。

本日はご多忙の中、関係者の皆様方には、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

申し遅れましたが、私は、一般社団法人群馬県タクシー協会の専務理事を務めております、小島でございます。

なお、本年4月より群馬県ハイヤー協会が一般社団法人となり一般社団法人群馬県タクシー協会に変更となりました。

それでは、議事に入るまでの進行につきましては、事務局を代表しまして、私が務めさせていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

始めに、本日の協議会につきましては、構成員の過半数のご出席をいただいておりますので、東毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第5条第15号の規定に基づき、成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本協議会につきましては要綱において「原則として公開とする」とされておりますので、本日も公開とさせて頂いております。ご理解よろしくお願い致します。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、『議事次第』でございます。続いて、『出席者名簿』、『配席図』と続き、

<資 料>

資料1 東毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱の一部改正について

資料2 タクシー事業の現状について

資料3 改正特措法施行後1年間の取組み状況について

資料4 東毛交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の一部改正について

参考資料

- ・ 準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（公示）
- ・ 準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について（公示）
- ・ 準特定地域における適正と考えられる車両数について（公示）
- ・ 準特定地域の指定基準等について（公示）

をご用意しております。ご確認下さい。不足等ございましたら、お申し出下さい。よろしいでしょうか。

次に本日ご出席いただいております構成員の皆様方をご紹介させていただくところですが、大変申し訳ございませんが、議事進行の関係からお手元にお配りしております『出席者名簿』、『配席図』にかえさせていただきます。

また、構成員に変更がございますが、後ほど要綱改正で協議をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

次に、前回もご説明させていただきましたが、「改正特措法」が施行されて群馬運輸支局の行政の方々は当協議会の構成員から外れておりますが、本日はオブザーバーとしてご出席いただいておりますことをご報告申し上げます。

後程、「タクシー事業の現状」及び行政から発出されております通達等についてご説明頂きますので、よろしくをお願いいたします。

それでは早速議事に入らせて頂きます。ここからの議事進行につきましては、大島会長をお願いいたします。

大島会長よろしくをお願いいたします。

## 2. 議事

～大島会長～

それでは、これより議事に入ります。

本日は、「改正特措法」施行後、準特定地域協議会として2回目の協議会でございます。

昨年3月に開催されました前回の協議会から1年が経過しておりますので、改正特措法施行後のタクシーの状況や適正化・活性化の取組み状況について、各委員の皆様方の活発なご意見を頂ければと考えております。

限られた時間ではありますが、議事の円滑な進行にご協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、『議事次第』にしたがって進行させていただきます。

議事（1）『東毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱の一部改正について』を事務局より説明をお願いします。

## 2. (1)設置要綱の一部改正

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務）～

それでは、資料1の『東毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱の一部改正について』をご覧ください。

変更内容につきましてご説明致します。

変更点につきましては赤字で示しており、今回の改正は3点あります。

構成員の変更

業界団体の名称変更

記載内容の修正

1点目「構成員の変更」につきましては、「地域住民の代表」として、「高瀬 増男」さまにつきまして、ご異動があったことから、同組織の後任として「津久井 靖」さまに参画していただくことを事務局として提案させていただきます。

2点目、本年4月に群馬県ハイヤー協会が一般社団法人群馬県タクシー協会となったことから、文章中の団体の名称を変更いたします。

3点目、第4条第3項の記載に一部誤りがありました。

第4条第3項に「ただし、第5条第17項の規定に基づき」とありますが、本来は、「ただし、第5条第14項の規定に基づき」が正しいことから、修正させていただきたいと思います。

～大島会長～

只今、事務局より設置要綱の一部改正についてご説明がありましたが、ご意見やご質問のある方はよろしくお願いたします。

「意見なし」

それでは、設置要綱の一部改正について議決を取りたいと思います。

議決方法について事務局よりご説明をお願い致します。

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務）～

それではご説明申し上げます。

設置要綱の改正の議決については、設置要綱第5条第10項（2）の規定により議決をとることとなっております。

～大島会長～

ありがとうございました。

それでは、設置要綱の一部改正について議決を取りたいと思います。

ご異議はありますでしょうか。

「異議なし」

ありがとうございました。特段ご異議がございませんでしたので設置要綱の一部改正につきましては原案のとおり変更いたします。

また、本来であれば、新構成員となりました「津久井 靖」様からご挨拶を頂くところですが、本日は欠席とのことでした。

なお、改正後の設置要綱につきましては、後日、委員の皆様方に送付させていただきます。

次に、議事（２）『タクシー事業の現状について』をオブザーバーとしてご出席頂いております群馬運輸支局よりご説明をお願い致します。

## 2. (2)タクシー事業の現状について

～尾林首席運輸企画専門官（群馬運輸支局）～

それではご説明させていただきます。

資料２の『タクシー事業の現状について』をご覧ください。

「資料２」にて説明。

～大島会長～

ありがとうございました。引き続き、議事（３）『タクシー事業の適正化と活性化に係る改正特措法施行後１年間の取組み状況について』を事務局よりご説明をお願いいたします。

なお、議事（３）までの説明が終了した時点で構成員の皆様方からご意見やご質問を頂きたいと思っております。

それでは事務局よろしくお願い致します。

## 2. (3)改正特措法施行後１年間の取組み状況について

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務）～

それではご説明させていただきます。

資料３の『改正特措法施行後１年間の取組み状況について』をご覧ください。

「資料３」にて説明。

～大島会長～

ありがとうございました。

議事（２）の行政の説明、（３）の事務局からの説明に関してご意見やご質問のある方は

よろしくお願ひ致します。

「発言なし」

それでは、関係者多くの方がお集まり頂いた貴重な機会ですので、1年間の取組み状況について、委員の皆様から順番にご意見等をお伺いしたいと思います。

～群馬県退職女性教職員の会 上野会長～

比較的タクシーを利用させて頂いております。利用させて頂いた時、乗務員の方にはとても親切にさせて頂いております。

～桐生市総合政策部広域調整室 石原様～

桐生市では環境先進都市を目指しております。天然ガス車導入の検討はございますか。

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務）

現状、群馬県内では導入しておりません。

～太田市総務部交通政策課 須藤課長～

現在、太田市ではデマンドバスを運行していますが、市民からよりタクシーに近いデマンドバスを求められています。利用する側としては、料金面をおさえたいという事がございます。しかしながらタクシーとの役割分担など、実現に当たっては難しい課題がたくさんあります。

～群馬県タクシー協会 矢島太田地区会長

燃費の良い車両を導入したいのですが、コストが掛かり過ぎてしまい導入を見合わせてしまいます。また、デマンドについてはタクシーと比べると事前予約制のため利便性が悪いです。しかし、利用者は安く利用できるのでは中々バランスが難しい状況になっております。

～大島会長～

バスとタクシーの関係性をもう少し詳しくお願ひします。

～群馬県タクシー協会 矢島太田地区会長～

デマンドバスは運行時間が決まっているため、乗りたい時間に必ずしも利用できませんが、運賃は100円、200円です。タクシーだと自分の都合で利用できますが、基本料金が730円と高くなるので、そこが大きな違いではないでしょうか。

～群馬県タクシー協会 桐生地区会長 代理 下山様

桐生市では新里地区と黒保根地区でデマンド運行をしております。狭い地域でありますので利便性の高いものとなっております。またタクシーとの利用については、デマンドは過疎地で運行しており、それぞれが分かれている状況となっております。

～群馬県タクシー協会 小暮館林地区会長～

館林では迎車料金を頂いていません。また、業界としてドライバー不足となっております。様々な課題をクリアしていけるように頑張りたいと思います。

～群馬県バス協会 高坂常務理事～

デマンドタクシーですが、全域となると地域によっては、バス業界にも影響が出るのではないかと考えております。また、業界自体が厳しい中で中・西毛交通圏が特定地域という問題がありましたが、利用者の立場になると実際にタクシーが多いかどうか分からないと思います。

別件で、東毛地域の33両減車というのはどういう事なのでしょうか。

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務）

昨年からの33両減車になっていますが、営業所が廃止になった会社がございますのでその影響が大きいです。

～群馬県県土整備部交通政策課地域交通係 小島様～

タクシーも公共交通の一翼を担って頂いております。群馬県内の状況としては、地域特性を考えてバスで運行出来ない箇所はデマンドタクシーでの運行など、今後検討させて頂きたいと思います。

～東武鉄道株式会社経営企画部 綾部課長～

現在、両毛地区では、市営バスや巡回バスなどと提携をしてフリーパスを発行しております。また、現状は交通人口をいかに増やしていくのが課題となっております。

～東日本旅客鉄道株式会社高崎支社総務部企画室 大野副課長～

中・西毛交通圏で駅から観タクンという取組みを行っています。このような取り組みを通して努力していければと思います。東毛交通圏でも取組みを広げられたらと思っております。

～群馬労働局労働基準部 遠藤監督課長～

ドライバーさんの収入推移などを見させて頂きますと、全国と比較をさせて頂いても低いのかなと感じました。タクシーの平均年収についてお伺いしたいのですが、平成23年から24年にかけて増えている様ですが、何か要因があるのでしょうか。

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務）

平均年収の推移ですが、こういった経緯でどの事業者なのか把握が出来ていません。経済産業省での聞き取りの様です。また、全国ハイヤー・タクシー連合会より頂いている資料になりますので、群馬県での独自の調査内容ではないです。

～群馬県警察本部 渡辺交通規制課長 代理 山内様～

日頃はこども110番やドライブレコーダーで協力を頂いております。資料で気になった点ですが、ドライバーさんの年齢が上がっている所です。若い時と比較しますと、判断力や反応が落ちてしまう傾向がありますので、注意や教育をして頂き安全な運行をお願いしたいです。

～全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部 石塚副委員長～

会社の努力があり、安定した雇用を頂いております。高齢化が問題になっていますが、高齢の方にも頑張ってもらえないといけない状態です。安定した雇用をこれからもお願いしたいです。

～群馬県退職女性教職員の会 上野会長～

以前、タクシーを利用させて頂いた時、女性ドライバーさんが資料等たくさんの荷物を効率よく積み込みをして頂きました。女性ドライバーさんも頑張っているのだなと思えました。

～群馬県タクシー協会 今井会長～

東毛交通圏で車両が33両減車になっておりますが、タクシー会社も自主的に減車を行っていますので、その点もご理解を頂ければと思います。また、活性化についてですが、ママサポートタクシーやスマートフォンでの配車アプリ等、活性化を進めております。

～大島会長～

ありがとうございました。

特に活性化については引き続き継続していく必要があると考えますので、今、頂いたご意見等も踏まえ、更なる適正化・活性化に取り組んでいくため、今後とも皆様方のご協力をお願い致します。

次に、議事（4）『東毛交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の一部改正について』

を事務局よりご説明をお願い致します。

## 2. (4)東毛交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の一部改正について

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務）～

それではご説明させていただきます。

本改正につきましては、先ほど行政のご説明でもありましたが、本年1月27日に東毛交通圏における需給状況判断、適正車両数の公表があり、これに伴い準特定地域計画の見直しが必要となりますので、当該計画の一部改正について事務局より提案させていただきます。

それでは、改正内容についてご説明させていただきますので、資料4『東毛交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の一部改正について』をご覧ください。

「資料4」にて説明。

～大島会長～

ただいま事務局より東毛交通圏の地域計画の一部改正についてご説明がありましたがご意見やご質問がある方はよろしくお願い致します。

「意見なし」

それでは地域計画の一部改正の内容について議決をとりたいと思います。  
議決方法について事務局よりご説明をお願い致します。

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務）～

それではご説明申し上げます。

地域計画の改正の議決については、設置要綱第5条第10項（3）の規定により議決をとることとなっております。

～大島会長～

ありがとうございました。

それでは地域計画の一部改正について議決をとりたいと思います。

ご異議はございますか。

「異議なし」

ありがとうございました。特段ご異議がございませんでしたので地域計画の一部改正につきましては原案のとおり変更いたします。



それでは、ただいまご承認いただきました地域計画に基づき、各タクシー業界の皆様方は、今後も、更なる適正化・活性化に向けての取り組みを進めていただきますようよろしくお願い致します。

## 2. (5)その他

～大島会長～

それでは、最後に「その他」でございますが、全般に渡り、何かご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

「意見なし」

それでは、これをもって本日予定の議事を終了させていただきます。  
本日は活発なご議論を頂きまして誠にありがとうございました。  
進行を事務局にお返しいたします。

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務）～

大島会長、長時間にわたり議事の進行をお努め頂き誠にありがとうございました。  
また、委員の皆様方には、業務ご多忙の中、多数ご出席をいただき、長時間にわたり熱心なご議論をいただき、誠にありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。  
それでは以上を持ちまして、「第2回 東毛交通圏タクシー準特定地域協議会」を閉会と致します。本日は、誠にありがとうございました。